

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備事業に係る今後の対応について

雨水貯留施設（堀池貯留管）整備事業（以下「本事業」という。）につきましては、推進機械の停止により工事が中断しておりますが、本年7月末に工事再開に向けた設計業務が完了したことから、現在、工事発注に係る積算を進めているところです。

また、推進機械の停止や工事の中断により発生した費用について、本事業の設計業務の受注者と協議を進めてまいりました。

本件に対する今後の対応について報告いたします。

1. 本件に対する宇治市の考え

小倉町堀池地区で実施している雨水貯留管整備事業において、令和5年4月25日に推進機械が停止したことは、本事業の基本設計や詳細設計業務の受注者が業務上必要な地下埋設物の資料収集を実施せず、設計内容に不備があったことが原因と考えております。

また、推進機械の停止や工事の中断によって増加した工事費、新たに必要となった設計業務委託費用などの損害が発生していることから、これまで責任の所在や損害への対応について受注者と協議を進めてまいりましたが、進展が望めない状況となっております。

このため、受注者に対し、発生した損害への賠償を求めるため、法的手続きに移行したいと考えております。

2. 本件の経緯

○ 設計業務の概要

➤ 基本設計

- 業務名：巨椋池排水区雨水貯留施設基本設計業務委託
- 受注者：株式会社ニュージェック京都事務所
- 履行期間：平成28年7月15日～平成29年10月31日
- 契約金額：13,458,204円

➤ 詳細設計

- 業務名：雨水貯留施設（堀池貯留管）詳細設計業務委託
- 受注者：株式会社ニュージェック京都事務所
- 履行期間：平成30年10月26日～令和2年2月28日
- 契約金額：17,076,420円

○ 現在までの状況

- 令和2年8月：工事着手
- 令和4年2月：推進工事開始
- 令和5年4月：推進機械停止
- 令和5年10月：再開に向けた設計業務委託を開始
- 令和6年7月：設計業務委託完了

3. 今後の対応

- 代理人弁護士を定め、法的手続きを開始